平成18 年6 月13 日

静岡市立中央図書館館長　田中.様

静岡市図書館協議会　会長　平野雅彦

指定管理者制度における静岡市立西奈図書館の試行および、そのあとに計画されている市内５館（西奈、藁科、長田、北部、清水興津）への制度導入計画についての答申

静岡市立図書館協議会　　委員会長 　平野雅彦

　　　〃　　　　　　　　副会長 　 鎌田眞理子

　　　〃 　　　　　　　　 秋山欣三

　　　〃 　　　　　　　　 江口尚純

　　　〃 　　　　　　　　 尾崎朝子

　　　〃 　　　　　　　　小泉亮子

　　　〃 　　　　　　　　 日野信子

　　　〃 　　　　　　　　 水越民子

　　　〃 　　　　　　　　 山田.司

　　　〃 　　　　　　　　 山梨松乃

〃 　 　　　　　　　 横村国治

記

私たちは指定管理者制度を、静岡市の『図書館の使命、目的とサービス方針（平成16 年11 月12 日更新）』や文部科学省の『これからの図書館像』などに描かれている図書館のあるべき姿とは合致せず、現段階の説明では指定管理者制度導入に関する諸条件を満たしていないものとみなし、現在静岡市が検討を進めている市立図書館への制度導入を、西奈図書館の試行も含めてさらに時間をかけ検討していく必要があると、図書館協議会委員一同ここに答申いたします。

静岡市は平成17年4月1日、政令指定都市の仲間入りを果たしました。その際、市の憲法ともいうべき『静岡市自治基本条例』が施行されましたが、そこには静岡市の将来を見据えた市民や市のあるべき姿や態度が謳われています。条例の冒頭には「地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要」と記されています。今回の指定管理者制度導入に関する試行や実施計画は、当初から明らかに「導入ありき」で検討されてきたもので、この条例に背くものと思われます。

図書館は、資料や情報などの有形無形のサービスを、だれにでも無料で提供するのが大原則です。一方、指定管理者はあくまでも営利が目的であるため、根本的な部分でこの両者は相容れません。この二つを安易に結びつけて考えることは図書館の「高度な情報サービスを無料で提供する」という原則に直接影響する大きな問題を抱え込みます。現在、静岡市の図書館は政令指定都市の中でも２番目にサービスがよいという結果が出ています（（株）ワード研究所（千葉県浦安市）が平成17 年５万人を対象に調査）。限られた予算の中で、指定管理利者は雇用の際に人件費を抑えたり、あるいは雇用した社員に対して十分な給料が払えず、社員のモチベーションが下がることが予想されますし、さまざまな事例からも既にこのことがわかっています。何よりこわいのは、短い期間で契約更新される指定管理者では、図書館の専門性が確保できないという点です。このことにより、図書館サービスにとって最も重要な、長期的な経験によって培われる専門職（主に司書）の能力の向上が望めないばかりか、政令指定都市２番目という高水準のサービスを維持することすらできなくなるおそれがあります。

今まで静岡市の図書館は「図書館を良くすることで、静岡の文化水準をアップし、さまざまな社会問題を解決するための図書館活動」を実施する大変多くのボランティア団体によって支えられてまいりました。この活動も全国でトップクラスです。ただし万が一、指定管理者制度を導入した場合、自社（自団体）利益を目指す一般企業（団体）のためには、今までのようなボランティア活動はできなくなってしまうと多くの団体が嘆いています。このため長い年月をかけて信頼関係を築きあげてきた諸団体と図書館との関係が切れ、サービスは著しく低下してしまいます。これにより同様のサービスを維持するだけでも経費は逆に今まで以上にかかってしまうおそれすらあります。

館長の諮問機関である図書館協議会では、今まで指定管理者問題について、図書館並びに静岡市教育委員会と議論を重ねてまいりました。ただ残念なことに多くの新聞やテレビなどによって報道されているように、図書館側が当初から示していた経費削減の3000 万円の根拠すら不明確であることが浮き彫りになり、全国的にみて静岡市と同レベルのサービスを提供する指定管理者制度導入の成功事例などの資料の提出を再三にわたって依頼しておりましたが、それもご提出頂けておりません。西奈図書館試行を前提とした地域住民への説明もまだまだ不十分だと考えます。また図書館協議会の会議上許可の出た「図書館協議会が主体となって図書館職員へ向けたアンケート調査の実施」も、その二日後には図書館側から撤回依頼があるなど、信頼関係も築きにくくなっています。これは私たち図書館協議会の本意ではありません。常に図書館と図書館協議会が一つになって、より良い図書館づくりを目指したいと考えているのです。

「市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み出すまちづくりを行うものとする（『静岡市自治基本条例』第６条３項）」は、まさに直営で努力した図書館のみがその中心的な拠点としての役割を担うものと信じています。今後は、試行を含めて十分時間をかけて検討を深めるために審議会のような組織をつくり、いちばん効率的でサービスのよい図書館システムを設計していくことも一考です。またその際、最初から指定管理者制度ありきではなく、従来の直営の問題点を見直し、さらなるサービスの充実と経費の削減を検討するという考え方も重要です。私たちはそれが本来の住民と行政の協働による図書館運営のあるべき姿だと考えます。

　文部科学省が『これからの図書館像』（平成18年4月5日交付）、総務省が『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』（平成15年3月29日交付）を出しています。特に文部科学省の『これからの図書館像』の（11）には以下のように記されています。大変重要な記述であり、まさにこの部分が静岡市では十分時間をかけて検討されていないと考えられます。

（以下引用）

「近時、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入する地方公共団体も一部で見られるところとなっている。その際、指定管理者が担う業務の範囲、期間、体制等は、それぞれの地域の実情に応じて異なっている。他方、図書館の管理運営に指定管理者制度を導入しないことを決定した地方公共団体もある。図書館の管理運営形態を検討する際には、具体的な評価基準を作成する必要がある。その内容としては、図書館の設置目的に照らして、図書館サービスの目標や達成度をどう設定するか、どのような内容・計画で実施するか、どのような方法によってサービスの質と量を確保し水準の維持を図るか、どのようにして資料の計画的・長期的な収集を行うか、運営コストの効率性や運営の中立性・公共性をどう確保するか、関係機関等との連携・支援の体制をどう確保するか、住民や地域からの情報収集・提供体制をどう整備するか、運営における責任の所在は明確かどうか、専門的な職員をどう確保するかのほか、専門的な知識・技術を継続的に蓄積するための取組、職員の研修及び計画的な人材育成の実施、設置者と住民による点検・評価の実施方法などが考えられる。これらについて十分に比較検討し、どのような管理運営形態が、当該地域の実情に照らして、当該図書館の設置目的を最も効果的に達成することができるかを十分検討した上で、各地方公共団体が自ら判断するべきである。」（引用終）

今、全国的に注目を集める静岡市立図書館の指定管理者制度の問題に対して、改めて市民と行政が一体となって直営を含めた理想の図書館像を求めて、十分に時間をかけて検討を重ねて頂きたいと存じます。

以上

【静岡市立図書館指定管理者制度に対する答申までの流れ】

▽ 平成18 年2 月未明より、静岡市図書館は、「テーマが複雑だから、事前に理解を求めたい」という理由により、図書館協議会委員たちに、個別に指定管理者制度について説明を開始。

○平成18 年2 月21 日午前10 時～午後3 時まで平成17 年度・第3 回図書館協議会開催

・図書館から初めて図書館協議会へ、正式な案件として「指定管理者制度導入方針」がかけられる。

・定例会当日も、事前に配布されたA4 一枚の資料と同様の資料しか呈示されず、意見、議論、答弁が散漫になる。

・委員からは指定管理者制度導入に対して、試行も含めて反対の意見が相次ぐ。

▽ ３月２日付け図書館協議会から指定管理者制度導入に対して質問状の提出

・この間（３月２日以降、次回図書館協議会開催が決定する日まで）、幾度となく、中央館長あて図書館協議会開催を依頼するが、「まだ資料の準備不足」「市議会を前に忙しい」「地元（西奈図書館）説明会を優先したい」との説明で、次の図書館協議会が開催できず、協議会メンバーから会長へ問い合わせが続く。

・この間、中央館長より「次回協議会開催前に、各委員を個別に直接回り、もっときちんと指定管理者制度について説明をしたい」と依頼がある。個別に回るのは誤解も多いのでよろしくないとお伝えし、図書館協議会会長よりその旨お伝えしてお断りする。

・ この間、中央館長に対して再三にわたってお願いしていたのは、「検討経緯」に関する書類の提出である。他の書類は後回しでも良いので、「検討経緯」を示して、一刻も早く次回協議会を開いて欲しいとの要求を何度か出す。

○平成18 年4 月24 日午前10 時～午後3 時まで平成18 年度・第1 回図書館協議会開催

・図書館協議会から提出した質問に対して、図書館側が回答しながら会議を進めるかたちをとったが、（資料準備に一ヶ月以上の余裕がありながら）提出依頼をしておいた資料が揃わず。

・事前に質問状を提出し、しかもそれに沿った質問のみをしているのだが、明確な回答が得られず。明らかに説明責任が果たされない。

・平成18 年度・第1 回図書館協議会開催依頼にあたり、再三「検討経緯」に関する資料の依頼をお願いしておいたが、肝心の資料が提出されず。提出できない理由が不明確。検討経緯を時系列で追った詳細資料は、答申する現在までついに提出されないままである。

・委員からは、試行も含めた指定管理者制度導入に関して反対意見が続出。

・２名の委員より、十分検討しながら試行を実施し、（試行実施後）条件をクリアできなかったら実施を取りやめるという取り決めをきちんとし、試行だけは実施しても良いのでは、という意見が出る。

・「図書館協議会が主体となって、図書館職員へのアンケート調査を実施する」との図書館協議会からの提案に許可が下りる。

▽ 図書館協議会開催の2 日後の4 月26 日早朝、図書館協議会会長宛、中央館長より「図書館協議会が主体となって、図書館職員へのアンケート調査を実施する」を撤回し欲しいとの強い要望がある。

▽ 5 月2 日午後6 時～　図書館協議会会長、副会長が中央図書館へ呼ばれ、アンケート調査撤回の理由を聞く。

▽ 図書館側は、この日を境に各委員へ撤回理由のための個別の説明を実施する。

○平成18 年5 月19 日午前10 時～午後3 時まで平成18 年度・第2 回図書館協議会開催

・会議冒頭で教育委員会からアンケート調査撤回の説明がある。図書館協議会はアンケート中止要求を受け入れる。

・図書館は以前より示していた3000 万円の経費削減の根拠について、明確に答えられない。

・図書館協議会で多数決を採り、答申を決定。

・教育委員会からは諮問機関の図書館協議会に対して、「答申」ではなく「意見書もしくは申入書」の類にして欲しいとの依頼あり。会議が紛糾、一時中断する。

▽5 月29 日、6 月6 日図書館協議会会員による答申の詳細打ち合わせ

○６月13 日午後1 時静岡市立中央図書館田中館長宛答申

・同日市長宛同内容を「要望書」として提出。

・翌14 日午前10 時30 分静岡市教育長へ「要望書」を提出。

［答申の若干の解説と補足］

　・本答申は、以下条例等をベースにしています。

静岡市『図書館の使命、目的とサービス方針』（平成16 年11 月12 日更新）

静岡市『静岡市自治基本条例』（平成17 年4 月1 日実施）

文部科学省『これからの図書館像』（平成18 年4 月5 日交付）

・図書館協議会の委員たちの共通した意見は、「説明がまだ不十分である。拙速な決めごとは将来の静岡市にとって良くない。試行を含めてもっと時間をかけて検討して欲しい」ということです。よって、この意見を答申としました。

・図書館協議会は、静岡市の図書館のサービス充実・向上のために協力していきたいと考えています。今後の話し合いの結果、運営経費の問題が、なるほど深刻な課題だとわかれば（現状はまだきちんとした説明を受けていない）、それを含めた検討にもできうる限り協力していきたいと考えます。そのためには、「試行ありき」ではなく、もう一度直営を含めた理想の図書館づくりに、いっしょに智慧を絞りたいと考えます。

・まだ図書館側にご提出頂かなければない資料や深めなければならい問題が山積みです。もっと時間をかけて図書館と図書館協議会が協働で、あるいは場合によっては外部の意見を伺いながら、静岡市の図書館のビジョンに立脚した理想の図書館づくりのために智慧を出しあうことが大切だと考えます。